

個人所得稅改革—稅法修正草案意見募集に注目が集まる：実施細則に期待

2018年7月
第20号

概要

6月22日の第十三期全国人民代表大会常務委員会第三回会議における「中華人民共和国個人所得稅法修正案(草案)」(以下「修正草案」)の第一回審議を経て、修正草案は6月29日に中国人大網にて公布され、1ヶ月間の意見募集が開始されました。

修正草案の全文を精査し、私どもは目下の個人所得稅法修正審議の状況をより包括的に把握することができるようになりました。前回の『中国稅務ニュースフラッシュ』の内容をもとに、修正草案の要点を分析し、その内容をご紹介します。

詳細

総合所得および経営所得適用税率の確定

修正草案では、現行稅法にて賃金給与所得および個人商工業者の企業生産経営所得、ならびに企業事業組織単位に対する請負経営・リース請負経営所得に適用される2つの個人所得稅率表について、構造的調整が行われ、調整後の稅率表は、稅法改正後の総合所得と経営所得にそれぞれ適用されます。

総合所得に適用される稅率表は賃金給与所得に適用される3%から45%の7段階の超過累進稅率を踏襲しており、付表1を参照して段階間の調整の変更を確認することができます。特に、現行の25%およびそれ以下の稅率に対応する所得水準に適用する稅率が引き下げられています。

草案で提起する総合所得の適用稅率によると、専用付加控除を考慮しない状況下では、月給1万元の個人の稅負担は6割減ることが想定されます。月給2万元の個人の稅負担は半分近くが輕減される見込みです。

月給8.5万元またはそれ以上の個人の稅負担は2,300元前後輕減される予定です。このことから、給与取得者には稅負担輕減の恩恵がもたらされ、中でも中間所得層に位置する給与取得者の稅負担輕減効果が際立っています。

経営所得に適用される稅率表は個人企業の生産経営所得に適用される5%から35%の5段階超過累進稅率を踏襲していますが、各稅率の段階間の所得水準は押し並べて大幅に引き上げられており、この調整は時代の変化および社会経済の発展水準に適応することを意図したものであり、全体的には当該所得の稅負担輕減に有効であると言えます(付表2を参照)。

個人所得稅徵收管理制度改革：総合徵稅を起点とする新稅制への適応

私どもが以前に言及したとおり、新たな個人所得稅制では必然的に稅の徵收管理制度に相応の変革が求められることになります。私どもが想定する総合所得の月次予納(源泉徵收)、年度申告、過大還付・過少追徵を合わせた徵收管理メカニズムが修正草案にて明記されています。

また、修正草案では、個人所得稅徵收管理制度の基礎にも主に以下の点を含む重要な改正が提起されています。

納稅者識別番号制度の確立

納稅者識別番号制度は、個人所得稅法にて明確化されており、「一人につき一番号」の制度は現代的な個人所得稅徵收管理の基礎であり、将来的な租稅徵收管理の強化や、より長期的な改革の推進にも重要な影響を及ぼします。

納稅者と源泉徵收義務者の義務の見直し

個人納稅者と源泉徵收義務者の最も基本的な納稅および源泉徵收義務には変更はないものの、修正草案に含まれる以下の新規則は注目に値します。

• 納稅者自主納稅申告義務

私どもは、修正草案で列挙された納稅者自主納稅申告義務の変更点を比較し、その大まかな内容をまとめました。詳細は付表3をご参照ください。

• 総合所得源泉徵收義務者の義務

修正草案では、総合所得源泉徵收義務者は依然として月次又は都度、稅金を予納・源泉徵收

する義務を負います。草案ではさらに、納税者が専用付加控除情報を提供する場合、源泉徴収義務者は、月次予納・源泉徴収時に規則に依拠した控除を「拒否することはできない」と規定されています。このことから、専用付加控除は年度確定申告時の一度限りの控除に集約されるものではなく、いくつかの項目または状況では、月次予納・源泉徴収時でも控除が可能であることが分かります。

総合所得には 4 種類の所得が該当し、専用付加控除は規則に従い、予納・源泉徴収時に控除ができます。このような変更により、源泉徴収義務者の予納・源泉徴収業務がより複雑になり、その責務もより大きくなることが考えられます。従って、源泉徴収義務者、特に企業の負担がどれくらい増大するかまた、一部の専用控除(例えば、子女教育、継続教育、重病医療、住宅ローン利息、住宅家賃など)は個人のプライバシーに係るものでもあり、いかにして義務と権利のバランスをとるか、これらの問題は、予納・源泉徴収弁法に関する今後の規則公布時に指針が示されるものと考えられます。

源泉徴収／納税申告期限の明確化

上記の変更に関連して、修正草案では異なる状況下の源泉徴収／納税申告期限について明確な規定を設けており、私どもはその内容を付表 4 にまとめました。

このうち大多数の個人に最も密接に関係するのが総合所得の年度確定申告であると考えられ、将来的に毎年 3 月から 6 月は、中国個人納税者の「税務繁忙期」になるものと予想されます。

個人所得税徴収管理のために提供される法的保障

現行税法によると、個人所得税徴収管理の法的根拠は、「租税徴収管理法」です。新たな個人所得税制およびその徴収管理制度の新規定について、修正草案では確定申告還付、関連部門情報共有サポート、信用情報システムへの反映による共同奨励または懲戒の共同実施などの条項が、「租税徴収管理法」とともに個人所得税徴収管理の法的基礎および保障の根幹を成しています。同時に、草案では特に個人による不動産や持分の譲渡取引について、法律面での関連検査・検証規定を明確にしています。

租税回避防止条項の追加

修正草案の第八条は新たに追加された租税回避防止条項であり、この中で独立取引原則に違反する関連者間取引および海外租税回避地の被支配外国企業の2種類のケースを列挙しており、これには合理的商業目的アレンジメントが無く不当に税務上の便益を得ることを防止する、一般的租税回避防止条項も含まれます。企業と個人はこの動向に細心の注意を払うべきでしょう。

非居住者個人徴税弁法の明確化

現行の外国関連徴税政策の改正に関連し、私どもが前回言及した「居住者個人」と「非居住者個人」の定義のほかに、修正草案では「非居住者個人」(即ち納税年度において中国国内滞在期間が満 183 日に満たず、住所を有さない個人)の関連徴税弁法を明確化しています。主な注意事項は以下のとおりです。

- 総合所得を取得する非居住者個人の月次または都度の課税、即ち総合所得の年度ごとのまとめ課税の方法の不適用。
- 課税所得額計算時、賃金給与所得から毎月 5,000 元の基本費用を控除した額が課税所得額であり、役務報酬、原稿料および特許権使用料は毎回の収入額が課税所得額となり、つまり専用付加控除は非居住者個人には適用されない。

新法実施の「2 ステップ」アプローチ

修正草案では、新法実施について「2 ステップ」プランが提唱されています。

第 1 ステップ：

2018 年 10 月 1 日から、新たな税率表を運用し、賃金給与所得および個人商工業者の生産経営所得、ならびに企業事業組織単位に対する請負経営・リース請負経営所得に対してそれぞれ種類ごとの課税時に適用されます。賃金給与所得の課税時に、新たな基本費用控除基準(5,000 元/月)が適用されます。

第 2 ステップ：

修正後の個人所得税法は 2019 年 1 月 1 日に全面的に施行されます。

重要点

今回の修正草案の意見募集期限は 7 月 28 日であり、中国人大網では意見募集開始からたった 1 日で、既に 2 万件近い意見が寄せられていることが示されており、個人所得税改正に対する納税者の関心の高さとその影響の広範さが見て取れます。

立法手続に従い、意見募集終了後、修正草案はさらに修正され、再度、第十三期全国人民代表大会常務委員会の審議にかけられる可能性があります。草案が提起する「2 ステップ」プランが予定どおり実現できるか否かは、草案がいつ全人代常務委員会の審議で可決されるかにかかっています。

さらに、新法のスムーズな施行には付随的法規や措置が同時に伴う必要があり、例えば税法実施条例の改正や専用付加控除および予納・源泉徴収弁法など関連規定の公布など、今後の政策動向を引き続き注視する必要があります。

付表 1: 草案で提起される総合所得税率表と現行の賃金給与所得税率表の比較

段階	修正草案		現行税法	
	通年（月）課税所得額	税率（%）	通年（月）課税所得額	税率（%）
1	36,000 元以下 (3,000 元以下)	3	18,000 元以下 (1,500 元以下)	3
			18,000 元超～54,000 元以下 (1,500 元超～4,500 元以下)	10
2	36,000 元超～144,000 元以下 (3,000 元超～12,000 元以下)	10	54,000 元超～108,000 元以下 (4,500 元超～9,000 元以下)	20
3	144,000 元超～300,000 元以下 (12,000 元超～25,000 元以下)	20	108,000 元超～420,000 元以下 (9,000 元超～35,000 元以下)	25
4	300,000 元超～420,000 元以下 (25,000 元超～35,000 元以下)	25		
5	420,000 元超～660,000 元以下 (35,000 元超～55,000 元以下)	30	420,000 元超～660,000 元以下 (35,000 元超～55,000 元以下)	30
6	660,000 元超～960,000 元以下 (55,000 元超～80,000 元以下)	35	660,000 元超～960,000 元以下 (55,000 元超～80,000 元以下)	35
7	960,000 元超 (80,000 元超)	45	960,000 元超 (80,000 元超)	45

付表 2: 草案で提起される経営所得税率表と現行の個人企業生産経営所得税率表の比較

段階	修正草案		現行税法	
	通年課税所得額	税率（%）	通年課税所得額	税率（%）
1	30,000 元以下	5	15,000 元以下	5
2	30,000 元超～90,000 元以下	10	15,000 元超～30,000 元以下	10
3	90,000 元超～300,000 元以下	20	30,000 元超～60,000 元以下	20
4	300,000 元超～500,000 元以下	30	60,000 元超～100,000 元以下	30
5	500,000 元超	35	100,000 元超	35

付表 3: 納税者自主納税申告義務の比較

修正草案	現行税法	評価
総合所得を取得する居住者個人が追納または還付の状況にある場合、確定申告が必要である。	年間所得 12 万元以上の個人	これは、将来、年度自主申告がより普遍的になり、所得水準が主な判定基準ではなくなることを意味する。全ての居住者個人は月次予納・源泉徴収により、年度確定申告で差異を追納/還付する状況にある場合は、一律に規則に従い自主申告が必要となる。申告期間も現在の翌年 1~3 月から翌年 3~6 月に変更される。
課税所得を取得したが、源泉徴収義務者は無い	課税所得を取得したが、源泉徴収義務者は無い	保留
源泉徴収義務者が税金を源泉徴収していない状況		法律面から当該状況下で、納税者が負担すべき主体責任が明確にされた。
国外所得の取得	中国国外からの所得の取得	保留
国外移住による中国戸籍の抹消の場合		個人所得税分野で初めて規定され、今後公布される当該状況下の税金清算範囲、方式などの詳細規定に非常に関心を払う必要がある。
非居住者が中国国内の 2箇所以上から賃金給与所得を取得する場合	中国国内の 2箇所または 2箇所以上から賃金給与所得を取得する場合	新たな総合徴税制度下では、当該納税義務は非居住者に限定される。

付表 4: 草案で提起される個人所得税源泉徴収/納税申告期限

責任主体	源泉徴収/納税申告義務	期限
源泉徴収義務者	月次および都度の予納・源泉徴収	
納税者	課税所得を取得したが、源泉徴収義務者は無い場合	翌月 15 日
	非居住者が中国国内の 2箇所以上から賃金給与所得を取得する場合	
	総合所得の年度確定申告	翌年 3 月 1 日~6 月 30 日
	中国国外からの所得の取得	
	経営所得の取得	各月/四半期終了後、15 日以内に事前申告・予納 翌年 3 月 31 日以前に確定申告
	源泉徴収義務者が税金を源泉徴収していない場合	翌年 6 月 30 日以前、または税務機関が通知する納付期限内
	国外移住による中国戸籍抹消の場合	戸籍抹消前

お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、**PwC's China Personal Tax and Business Service** までお気軽にご連絡ください。

華中地区

朱錦華
+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

華北地区

楊治中
+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

華南地区

林燦榮
+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com

With over 2,200 tax professionals and over 140 tax partners in Hong Kong, Macao, Singapore, Taiwan and 14 cities in Mainland China, **PwC's Personal Tax and Business Service Team** provides a full range of tax advisory and compliance services in the region. Leveraging on a strong international network, our dedicated China Tax and Business Service Team is striving to offer technically robust, industry specific, pragmatic and seamless solutions to our clients on their tax and business issues locally. The Global Tax Monitor recognises PwC as one of the leading firms in China for tax advice, by reputation.*

*These results are based on the year-ending Q4 2013 figures, with a sample size of 130 primary buyers of tax advice in China.

Launched in 2000, the Global Tax Monitor (GTM) is an independent survey conducted by research agency TNS, that examines the competitive position of the top firms in the tax advisory market - globally, regionally, nationally and on an industry basis. It provides a comprehensive measure of firm reputation, client service and brand health, gained currently from just over 4,000 telephone interviews annually with key decision makers (CFOs and Tax Directors) in 40 key markets.

本稿では、中国または中国大陆は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 6 月 22 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui
+86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

关注个税改革——税法修正案草案公开征求意见引关注，更多要点见细节

二零一八年七月
第二十期

摘要

继 6 月 22 日十三届全国人大常委会第三次会议对《中华人民共和国个人所得税法修正案（草案）》（“修正案草案”）进行了第一次审议，这份修正案草案于 6 月 29 日在中国人大网公布，开始为期一个月的公开征求意见。

通过修正案草案全文，我们对于目前个税修法的情况有了更为全面的了解。在之前的《中国税务/商务新知》的基础上，我们将分享修正案草案中包括的部分重要细节内容。

详细内容

确定综合所得及经营所得适用税率

修正案草案对现行税法中适用于工资薪金所得和适用于个体工商户的生产经营所得和对企事业单位的承包经营承租经营所得的两个税率表，进行了结构调整，调整后的税率表将分别适用税法修改后的综合所得和经营所得。

综合所得适用的税率表沿用了工资薪金所得适用的 3%-45% 的七级超额累进税率，通过附表 1 可以大致对比级距调整的变化，特别是现行 25% 及以下税率对应收入水平适用税率的降低。

根据草案建议的综合所得适用税率，在不考虑专项附加扣除情况下，月工资 1 万元的个人，税负预计减少 6 成；月工资 2 万元的个人，税负

预计减少接近一半；月工资 8.5 万或更高的个人，税负减少 2,300 元左右。由此可见，每一位工薪族都会受益，其中中等收入工薪族的减负效果相对比较明显。

经营所得适用的税率表沿用了个体工商户的生产经营所得适用的 5%-35% 的五级超额累进税率，但各税率级距收入水平均大幅提高，这一调整应意在顺应时代变化及社会经济的发展水平，总体来看将有利于降低该类所得的税负。（附表 2）

变革个税征管制度，适应以综合征收为起点的新税制

如我们之前提到的，新的个税税制必然要求征管制度作出相应的变革。我们预期的综合所得按月预（扣）缴、年度汇总、多退少补相结合的征管机制在修正案草案中得到印证。修正案草案同时针对个税征管制度的基本点

作出重要增改，主要包括以下几个方面。

建立纳税人识别号制度

纳税人识别号制度在个税税法中加以明确，“一人一号”的制度是现代化个税征管及监管的信息基础，对未来加强税收征管和推行更长远的改革也将起到十分重要的作用。

修订纳税人与扣缴义务人的义务

虽然个人纳税人和扣缴义务人最基本的纳税和扣缴义务没有变化，但修正案草案中包括的以下新规值得注意。

• 纳税人自行纳税申报义务

我们对列明的纳税人自行纳税申报义务的变化进行了对比及简要评论，请见附表 3。

• 综合所得扣缴义务人的义务

修正案草案明确了综合所得扣缴义务人仍承担按月或按

次预扣预缴税款的义务。草案还规定，纳税人提供专项附加扣除信息的，扣缴义务人“不得拒绝”在月度预扣缴时依规扣除。由此可见，专项附加扣除并非集中在年度汇算清缴时一次性扣除，有些项目或情形在月度预扣缴时即可扣除。

综合所得涉及四类收入，专项附加扣除可以依规在预扣缴时进行扣除，这些变化很可能使扣缴义务人的预扣缴工作更为复杂，其承担的责任也更大，这将在多大程度上增加扣缴义务人，特别是广大企业的负担？此外，部分专项扣除（如子女教育，继续教育，大病医疗，住房贷款利息，住房租金等等）也涉及个人隐私，如何平衡责权利关系？这些问题需要在后续出台预扣预缴办法时加以考量。

明确扣缴/纳税申报时限

针对上述变化，修正案草案就不同情形下的扣缴/纳税申报时限同时进行了明确，我们总结在附表 4 中。

其中与大多数个人关系最为密切的恐怕就要是综合所得的年度汇算清缴了，未来的每个三月至六月将为中国个人纳税人的“税季”。

为个税征管提供法律保障

根据现行税法，个税征管的法律依据和保障是《税收征管法》。针对新的个税制度及其对征管制度的新要求，修正案草案增加了关于汇算清缴退税、相关部门信息共享支持、

纳入信用信息系统实施联合激励或惩戒等条款，与《税收征管法》共同成为个税征管的法律基础及保障。同时，草案特别就个人转让不动产和股权转让，在法律层面明确了有关核验查验要求。

增加反避税条款

修正案草案第八条为新增的反避税条款，其中列明了不符合独立交易原则的关联方交易及海外避税地受控外国公司两类情形，并包括了通过不具有合理商业目的安排获取不当税收利益的一般反避税条款。企业和个人应对此密切关注。

明确非居民个人征税办法

针对现行涉外税收政策的修订，除了我们之前提到的修订“居民个人”和“非居民个人”的定义以外，修正案草案就“非居民个人”（即纳税年度中在华停留不满 183 天的无住所个人）的相关征税办法进行了明确，主要包括：

- 取得综合所得的非居民个人按月或按次分项计税，即不适用综合所得按年合并计税的方法；
- 在计算应纳税所得额时，工资薪金所得减除每月 5,000 元基本减除费用后为应纳税所得额，劳务报酬、稿酬及特许权使用费以每次收入额为应纳税所得额，即专项附加扣除不适用于非居民个人。

新法实施“两步走”

值得注意的是，修正案草案提出新法实施“两步走”计划：

第一步：

2018 年 10 月 1 日开始，实施新的税率表，分别适用于在对工资薪金所得和个体工商户的生产经营所得和对企事业单位的承包经营承租经营所得进行分类计税时。在对工资薪金所得计税时适用新的基本减除费用标准（5,000 元/月）。

第二步：

修正后的个人所得税法于 2019 年 1 月 1 日全面实施。

注意要点

此次修正案草案公开征求意见的期限至 7 月 28 日，中国人大网显示在征求意见开始后仅一天的时间里，已经征集到近两万条意见，足以显示人们对个税修法关注度之高，其影响之广泛。

根据立法程序，公开征求意见结束后，修正案草案可能进行进一步修改，并再次提请十三届全国人大常委会进行审议。草案提出的“两步走”实施计划能否如期实现，取决于草案何时通过人大常委会审议。

此外，新法的顺利实施也需要配套法规和措施的同步跟进，比如税法实施条例的修订、专项附加扣除及预缴扣缴办法等相关具体规定的出台等。

附表 1：草案建议综合所得税率表与现行工资薪金所得税率表的比较

修正案草案		现行税法		
级数	全年(月)应纳税所得额	税率(%)	全年(月)应纳税所得额	税率(%)
1	不超过36,000元的 (不超过3,000元的)	3	不超过18,000元的 (不超过1,500元的)	3
			超过18,000元至54,000元的部分 (超过1,500元至4,500元的部分)	10
2	超过36,000元至144,000元的部分 (超过3,000元至12,000元的部分)	10	超过54,000元至108,000元的部分 (超过4,500元至9,000元的部分)	20
			超过108,000元至420,000元的部分 (超过9,000元至35,000元的部分)	25
3	超过144,000元至300,000元的部分 (超过12,000元至25,000元的部分)			
4	超过300,000元至420,000元的部分 (超过25,000元至35,000元的部分)	25		
5	超过420,000元至660,000元的部分 (超过35,000元至55,000元的部分)	30	超过420,000元至660,000元的部分 (超过35,000元至55,000元的部分)	30
6	超过660,000元至960,000元的部分 (超过55,000元至80,000元的部分)	35	超过660,000元至960,000元的部分 (超过55,000元至80,000元的部分)	35
7	超过960,000元的部分 (超过80,000元的部分)	45	超过960,000元的部分 (超过80,000元的部分)	45

附表 2：草案建议经营所得税率表与现行个体工商户生产经营所得税率表的比较

修正案草案		现行税法		
级数	全年应纳税所得额	税率 (%)	全年应纳税所得额	税率 (%)
1	不超过 30,000 元的	5	不超过 15,000 元的	5
2	超过 30,000 元至 90,000 元的部分	10	超过 15,000 元至 30,000 元的部分	10
3	超过 90,000 元至 300,000 元的部分	20	超过 30,000 元至 60,000 元的部分	20
4	超过 300,000 元至 500,000 元的部分	30	超过 60,000 元至 100,000 元的部分	30
5	超过 500,000 元的部分	35	超过 100,000 元的部分	35

附表 3：纳税人自行纳税申报义务的比较

修正案草案	现行税法	简评
取得综合所得的居民个人，有补税或者退税情况的，需要汇算清缴	年所得 12 万元以上的个人	这意味着未来的年度自行申报将更普及化，收入水平不再是主要判定标准。所有居民个人因按月预扣与年度汇算清缴差异有补税/退税情况的，均需依规自行申报。申报期间也从目前的次年 1-3 月改为次年 3-6 月
取得应税所得没有扣缴义务人	取得应税所得没有扣缴义务人	保留
扣缴义务人未扣缴税款		从法律层面明确该情形下，纳税人应承担的主体责任
取得境外所得	从中国境外取得所得	保留
因移居境外注销中国户籍		首次出现在个税领域，该情形下的税款清算范围、方式等后续规定非常值得关注
非居民在中国境内从两处以上取得工资薪金所得	在中国境内从两处或两处以上取得工资薪金所得	在新综合征税制度下，该义务仅限于非居民

附表 4：草案建议个税扣缴/纳税申报时限

责任主体	扣缴/纳税申报义务	时限
扣缴义务人	按月按次预扣缴	
	取得应税所得没有扣缴义务人	次月十五日
	非居民从中国境内两处以上取得工资薪金所得	
	综合所得年度汇算清缴	次年三月一日至六月三十日
	从中国境外取得所得	
纳税人	取得经营所得	月度/季度终了后十五日内预报预缴； 次年三月三十一日前汇算清缴
	扣缴义务人未扣缴税款	次年六月三十日前；或 税务机关通知的缴纳限期内
	因移居境外注销中国户籍	注销户籍前

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响,请联系**普华永道个人所得税服务团队**:

华中地区

朱锦华
+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

华北地区

杨治中
+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

华南地区

林灿燊
+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 6 月 22 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成
电话: +86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>